

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年（2026 年）3 月 2 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市 伏見 隆

令和8年（2026年）2月19日付け子青第1489号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和8年（2026年）2月19日

3. 監査の結果に関する報告

令和7年（2025年）12月26日付け枚監査第245号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《子ども未来部 子ども青少年政策課》

○子ども食堂に係る補助金交付事務について

子ども青少年政策課では、子どもの居場所づくり推進事業として子ども食堂に取り組む地域団体に初期経費及び運営経費の助成を行っている。補助対象である初期経費及び運営経費については、年度末の事業終了後に同団体から提出された収支決算書、出納帳、領収書の写し等で補助対象となるかの確認を、チェックシートを用いて2人以上で行うとしているが、チェックシートの1つのチェック欄にはチェック済みの印が印刷されており、確認日や担当者の欄も空白のままとなっていた。チェック済みの書類においても、除外品のチェック漏れが複数件見受けられた。

中でも、誰の目で見ても印刷製本費での支出が妥当と思われる印刷物を担当課の協議で申請者の意向どおりの備品購入費で支出を認めた事例については、いかなる理由をもってしても明らかに不適正な支出であり、担当部局の判断として到底認められるものではない。

公金を扱う市行政職員は常に法規に基づき、厳正な事務執行が求められており、特に補助金の交付事務では透明性、公平・公正な事務執行でなければならず、今回の事務手続はこうした原則を大きく逸脱したものであり、早急に当該補助金の返還手続を進めるとともに、今後同様の誤りが起きないように、改めて行政事務全般を再認識し、補助金交付事務をはじめとした行政事務を適正に執行するよう指摘する。

（2）措置内容

○子ども食堂に係る補助金交付事務について

印刷製本費と取り扱うべき印刷物を初期経費の備品購入費として認め、補助金を交付していた事例については、不適正な支出を除いた初期経費に訂正した上で、改めて交付確定額を決定した。当該子ども食堂に対しては、交付済み額との差額の返還を求め、返納が完了した。

再発防止のための取組として、団体より提出された実績報告書類等の確認においては、既存のチェックシートの運用方法を見直し、ダブルチェックの確認日や担当者の記録が残るよう改善するとともに、補助対象等について市と団体の双方で認識の齟齬が生じることのないよう、様々な機会を通じて実施団体への周知を徹底する。また、補助金交付事務にあたっては、法令や要綱等に基づき総合的かつ慎重な判断を行うとともに、必要に応じて関係部署と連携し、適正な事務執行に努める。